■ 図書館談話室 💵 🤜

著作権について学び考えたこと

―平成16年度近畿地区著作権セミナーを通して ―

= 藁 科 貴 敬

はじめに

文化庁・和歌山県教育委員会主催の平成16年度近畿地区著作権セミナーが、11月18日(木)・19日(金)の両日、和歌山県勤労福祉会館プラザホープで行われた。このセミナーは「著作権に関する基礎的な理解を深め、もって著作権制度の知識や意識の向上を図ること」を目的として、昭和27年度より開催されている。日常のレファレンスカウンターの業務で「この文献は著作権の範囲内で複写可能です」「今回依頼される文献は、著者の死後50年経っていないので全ページ複写は無理ですね」など、何気なく「著作権」という言葉を使っているが、今回このセミナーを受講して、改めて著作権の持つ意味や、その実態の複雑さを再認識した次第である。

なお2日間の研修はおおむね以下のスケジュール で行なわれた。

11月18日 (木)

10:00~10:10…開講式

10:10~12:00…「著作権制度の概要について(I)」 〈著作権制度、著作者の権利、著作隣接権についての説明〉 講師 文化庁著作権課 庶務・登録係 森下 元文 氏

13:10~14:00···「著作権制度の概要について(Ⅱ)」 〈外国の著作物等の保護についての説明〉

講師 文化庁国際課 海外協力係

早川 元子 氏

14:10~17:00···「著作権制度の概要について (Ⅲ)」 〈他人の著作物を利用する方法、著作物等の例外的な無 断利用ができる場合、著作権が侵害された場合の対抗 措置についての説明〉

講師 文化庁著作権課 著作権教育係 岩山 賢史 氏

11月19日 (金)

10:00~11:00…「著作権制度と著作権の実務(I)」 〈ソフトウェアと著作権、ソフトウェアの不正コピーと 予防策、ソフトウェア管理についての説明〉

講師 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 戦略法務室 小松崎 愛 氏

11:10~12:00…「著作権制度と著作権の実務(Ⅱ)」

〈ビデオソフトの著作権処理についての説明〉

講師 社団法人日本映像ソフト協会 業務部部長代理兼法務課長

後藤 健郎 氏

13:00~14:00…「事例研究」講師 文化庁

早川 元子 氏・岩山 賢史 氏

14:10~15:40…「質疑応答」講師 文化庁

森下元文 氏·岩山賢史 氏

15:45~15:50…閉講式

1 著作権制度の概要について

(1) 著作権とは?

1日目は、著作権制度の基礎知識について学んだ。 私がまず誤解していたのは、著作権とはいくつか の権利をとりまとめての名称であり、日頃「著作 権」と言っている言葉には、種々の権利が含まれて いるということである(複製権、上演・演奏権、上 映権、公衆送信権、公の伝達権、口述権、展示権、 譲渡権、貸与権、頒布権など)。一言に「著作権」 といっても広狭様々な意味に用いられているため注 意する必要がある。

また著作権の大きな特徴の一つとして、著作者の 人格を保護する権利(著作者人格権)が認められて いることがあげられる。公表権(無断で著作物を公 表されない権利)、氏名表示権(名前の表示を求め る権利)、同一性保持権(無断で著作物を勝手に改 変されない権利)が「著作者人格権」の具体的内容 である。複製権や上映権などの財産的な保護と人格 的な保護が一対となって著作権が成り立っており、 ここが同じように財産的な保護を求める「特許権」 とは大きく異なるところでもある(特許権は常に新 しいものにベクトルが向いているが、著作権は色々 な表現形式があるため一概に解釈できない)。

そして著作権の中で注意を要する点は、著作権の中の財産権の権利者が誰であるかを明らかにすることである。前述したとおり、著作権は「著作者人格権」と「財産権」に大きく2分される。「著作者人

格権」は、原則として著作者本人の生存期間中のみ行使される権利であるが、「財産権」に関しては契約によって譲渡することが可能である(映画作品が映画会社に、楽曲がレコード会社よって提供されることからも明らかである)。何らかの作品を公共の場で利用しようとした場合、その作品の著作者にだけ許諾をもらったらよいのかと言えばそうではない。その作品の利用の仕方の形態によって、著作権の中の「財産権」に関与する部分なら〇〇会社にも許諾をもらわなければならないといったこともありうるのである。もし「財産権」の権利者が誰かをはっきりさせて許諾をとっておかないと、訴訟問題になった際、重大な損害を受けかねないので注意を要する。

以上著作権の概要について、大まかに講義をまとめてみた。なお私が意外に思ったのは、著作権法には、実際に著作権者からの許諾の取り方は記されていないということである。著作権者から許諾をもらうときは、申請書を作り著作権者に提出するといった手続きを、各自が進める必要がある(社団法人日本音楽著作権協会「JASRAC」のように著作権の管理を委託されている組織がある場合は、そちらに正式な書類が用意されている)。重要なのは、前述したように、自分が許諾を受けたい権利は一体誰の権利なのかはっきりさせておくということである。

(2) 他人の著作物の利用方法、例外的な無断利用ができる場合について

午後は外国語の著作物等の保護について簡単に説明があった後、他人の著作物を利用するためにはどうすればよいのか、また学校施設や公共図書館などで著作物等が例外的無断利用できるのはどのようなケースか具体的に説明があった。

他人の著作物を利用するためには、原則として権利者の「了解」を得る(「契約」する)ことが必要である。しかしながら現代社会で多くの利用者と権利者がそれぞれ相手を探し出して契約を交わすのは困難であるので、「契約窓口の一本化」が進められている(例えば、音楽著作権に関する窓口である「JASRAC(日本音楽著作権協会)」など)。また、相当な努力をして調査しても「誰が著作権者なのか」ということが不明な場合や、著作権者の居場所が不明で契約のための交渉ができない場合には、文化庁長官の「裁定」を受け、通常の使用料に相当する「補償金」を供託することによって、著作物を利用する道が開かれている。

著作物の複写については、私たちは特に著作権について考えることもなく「仲間内・会社内での小部数のコピーの利用なら構わないだろう」と考え、会議資料などとして使っているが、厳密に言えばこれも著作権者の許諾をとる必要がある。図書などの資料の中には、明確に「コピーOK」「障害者OK」「学校教育OK」といった利用者・利用機関によって無断利用を認めるマーク(※1)がついているものもある。しかしながら全部の資料についているわけではなく、一目で判断することは難しい。冊子は自由に貸出可能であるが、付録のCD-ROMの館外貸出は不可である旨のマーク(※2)がついている資料も存在する。このような資料は当然著作者の意図している利用方法で提供しなければならず、見落としは許されない。

※ 1



利用の機な必ず下記サイトを確認下さい。 www.bunks.go.jp/jiyuriyo

※ 2



本学においても冊子付録のCD-ROMの取扱いは、大きな課題である。CD-ROM資料に動画が含まれているか否かで、著作権上の処理が大きく異なる点が問題なのだ。

CD-ROMを起動させてみて、そこに動画が含まれていれば映像資料の取扱いとなり、ビデオソフトなどと同じように「頒布権」が発生し、著作権者に許諾をとる必要がある。単体のCD-ROM資料ではなく図書や雑誌の付録の場合、CD-ROMの著作権は出版元とは異なった業者が所有しているケースも多い。大学図書館や私立図書館は、原則として著作権法第38条第5項が適用されないため、動画が含まれるCD-ROM資料の貸出はできないと考えられる。

館外貸出に制限がある場合はCD-ROMにその旨を記したマーク(※2)がつけられているものがあるが、極めて稀である。多くの場合、図書館員がこのCD-ROMは利用者に対して貸出してもよいものかどうか頭を悩ますこととなる。

本学でも、図書や雑誌の付録として莫大な数の CD-ROMが受け入れされているが、一つ一つの CD-ROMの動作確認をして、利用提供するのに相 応しいものかどうかを確認するのは実際問題として 不可能である。CD-ROM付の図書は多く、利用者 がその本を借りるときに希望すれば、併せてCD-ROMを貸出するようにしているが、その資料が動 画を含んでいるのかどうかまでは図書館のほうで確 認できない。コンピュータ関係の文献にはCDー ROMにプログラムがインストールされており、CD -ROM本体がないと図書のほうは全く意味をなさ ないといった資料も多い。そういった資料を購入す るだけしておいて配架し、利用者に対して、図書は 貸出できるがCD-ROM本体は著作権の関係上貸出 できないという処理は、利用者も満足できないであ ろうし、その資料を図書館で購入した意味も全くな いと言わざるを得ない。いかなる場合でも、CD-ROMは貸出不可の資料として取り扱っている図書 館も存在する。だが開かれたサービスを提供する役 目を持つ図書館として、何か一考の余地はないもの かと私は感じる。関谷治代氏は、現在の私立大学図 書館のCD-ROM資料の取扱いの状況を述べ、次の ように分析している。「法に則って厳密に行うこと は不可能ではないが、業務として成り立たないほど の手間と時間を要するため厳密には実行されていな いのが実態である。要するに権利処理すべき資料で あることの確認が困難なため、意図せずして法に抵 触しているという結果を招いているのである。|

2000年に実施された日本電子出版協会実施アンケートによると、公共図書館のCD-ROM付書籍の取扱いについて、6割以上の出版社がCD-ROMの貸出はやめてほしいと答えている。私は実際に出版者側が権利を守るためにも、CD-ROMなどの電子媒体の資料には館外貸出の可否を記したマークを必ず明示してもらいたいと思う。公共図書館・大学図書館に受け入れされることが前提になっている出版物は必ずしも多くはないので、現実的に難しいかもしれない。しかしながら、冊子の付録形態のCD-ROM資料に関して著作権処理の許諾を求めるならば、CD-ROM本体にマークをすることを義務付ける規則の制度化を、私は一図書館職員の立場から切望する。

山本順一氏は、図書や雑誌の付録のCD-ROMの取扱いについて、次のように興味深い意見を述べている。「出版社が仮に付録のCD-ROMを"映画の著作物"と主張したいのであれば、だれにでもそれとわかるよう表示する必要があるであろうし、善意

の第三者がそれと知らず利用した場合に、そのことを楯にとって"頒布権"を根拠に訴えたとすれば、それは法の大原則である民法1条3項の"権利濫用"にあたると理解する余地がある。」

前述したように、図書館職員が一つ一つの資料を 著作権の許諾が必要かどうか判断することは不可能 である。図書館側が、常に著作権処理の不安を感じ ながら利用者に対して資料を提供する矛盾を、早急 に解決しなければならない。誰にでもわかるように 館外貸出禁止の記述があれば、図書館職員はその決 まりに基づいて資料を提供すればよいのであり、業 務も非常にスムーズに行うことができる。

CD-ROM資料を貸出する際に注意しなければならないこととして、複製の問題も挙げることができよう。現代の技術では簡単にコピーをとることができる。図書館職員が著作権について理解を深めるのはもちろんのこと、利用者に対しても著作権について理解してもらわなければならない。何といっても図書館で借りた資料を使うのは利用者自身であるのだから。

本学図書館でも図書館のコピー機の近くに、著作権の範囲内での複写を求めるポスターを掲示したり、ガイダンスを行うときに学生に注意を促すようにしているが、今後ますます著作権処理について利用者に伝えていかなければならないことが増えてくるはずである。DVDメディアなど新しい電子形態の資料が続々と増えていく現在、我々図書館職員も常に新しい著作権知識を吸収し、利用者に対して著作権に基づいたサービスを提供していく義務があることを改めて実感している。

我々のように大学機関に勤める職員、いわゆる「公益」のために仕事をしている者の多くは、著作物の例外規定の適用を受ける場面も多くなる。しかしながらこれは、例外的に著作権者に「我慢」してもらって一時的に利用させてもらっているだけであり、「公共の場でいいことをしているのだから、無断で利用できて当然」という考え方は、通用しない時代になっていることを再認識する必要がある。今回の講習は図書館に特化したものではなかったので、「美術品」「写真」「建築」といった様々な分野における説明が行われた。

図書館の著作権に対する検討事項として、「複写」 についての問題が挙げられる。本学でも相互利用と して他大学の図書館へ図書の貸借を依頼することが あるが、本学図書館に到着した資料は館内閲覧に限 定するというだけで、利用方法については特に依頼 した相手館の指示がない限り利用者に任せている。 利用者は取り寄せた本を読んでいて自分の関心があ るページがあれば、その部分の複写をとりたいと考 えるのは自然なことである。

しかしながら著作権法31条では、当該図書館が所蔵する資料について複写が認められていると解釈するのが原則的な考え方である。(作花文雄氏は、他の図書館が所蔵する資料の複写は、現実的な合理性からみて条文の文理の解釈の範囲を超えるものではないという意見を述べている。)著作権者の権利を尊重しつつ、いかに利用者のニーズに応えていくかということが今後重要な課題になっていくのではないだろうかと感じた。

2 著作権制度と著作権の実務について

(1) ソフトウェアと著作権、ソフトウェアの不正 コピーと予防策、ソフトウェア管理について

2日目は著作権の対象を具体的に絞り、最近主流のメディアであるCD-ROMのソフトウェアに関する著作権、及びビデオソフトの著作権処理について学んだ。

ソフトウェアに関する著作権については、本学でもBSA問題で大きな動きがあったので関心を持って受講した。

ソフトウェアはインストールすることが複製行為となり、原則として著作権者の許可がないと複製できないこととなっている。よって一つのCD-ROMを使い回して複数のパソコンにインストールしたり、知り合いからもらったコピーを自分のパソコンにインストールするのは違法行為となる。

業務上で不正と分かっていて違法コピーを使用し それが発覚した場合、法人には1億円以下の罰金刑 が適用される。現在罰金額の引き上げも検討されて おり、いかにこの問題が重要視されているかが見て 取れる。「知らず知らずに」「うっかりと」どの言い 訳も権利者側は認めてはくれない。著作権法に基づ きライセンス管理をきっちりとして運用していくこ との大切さを改めて学んだ。

ライセンス管理については、とくに莫大な数のパソコンを所有する企業にとっては大変なように思われがちであるが、①正規に購入取得したライセンス数の把握 ②実際にコンピュータにインストールされているソフトウェア総数の把握 ③①と②の総

数を比較照合し、一致しているかを確認以上の手順を踏むことで実行できること、所有パソコン台数が 莫大な数に上る場合は、「インストール管理台帳」 または「インストール調査票」を、当該コンピュー タを使用している従業員に配布し、署名の上それぞ れで記入しソフトウェア管理者が回収する方法が適 切であることが説明された。

これらの事項は全て本学では行われたことであるが、恥ずかしながら今回の講習を受講して改めてその意味と効果について理解できた次第である。

本学図書館でもCD/DVD-ROMソフトの管理台帳の作成について着手した。一般の図書・雑誌に比べ著作権処理が難解な部分もあるとは思うが、今後はライセンス確認を怠らず、著作権法に基づく形で資料を利用者に提供していく必要性を実感した。

(2) ビデオソフトの著作権処理について

ソフトウェアに関する著作権の講習に引き続いて、ビデオソフトの著作権についての講習が行われた。現在映像ソフト事業は一大ビジネスであるが、その裏側では、ビデオソフトなどの不正コピーが大量に出回っているという現状がある。1999年度の著作権改正で、ビデオソフトにかけられているコピーガード信号を外す「コピーガードキャンセラー」の製造・販売が禁止され近年犯罪数は減少しているものの、犯罪層が低年齢化し依然として海賊版のビデオが一部の業者で販売されているという現状が続いている。

ビデオソフトなど、いわゆる『映画の著作物』の著作権処理は、図書よりもはるかに複雑である。まず代表的な著作権として、複製権、上映権、頒布権が発生する。映画は総合芸術といわれるだけあって、著作権者も複数になる。映画制作者(ビデオソフトメーカー)、原作者(原作がある場合)、脚本家(脚本がある場合)、作詞家・作曲家(音楽がある場合)、作品中のその他の著作物の著作者、といった具合である。もしある映画を公共の場所で上映したり、販売したりする場合は原則としてこれらの著作権者全員の許可をとらなければならない(ビデオレンタルの場合は著作権許諾手続きの煩雑さを解消するため、日本映像ソフト協会が総合窓口となっている)。

公共の図書館では、通常より割増価格の補償金が付加されたビデオソフトを購入し、それの無料貸出をおこなっているが、大学図書館において、権利者に対し相当な額の補償金を支払えば貸出できること

が規程されている著作権法第38条第5項は適応されないので、注意する必要がある。

本学の場合、外国語教育研究機構において語学研修を目的としたテープライブラリーという施設が存在し、映画DVDなどの管理はそこで行っている。多くの大学図書館がビデオライブラリーの機能を併せ持っている現状から、本学図書館でも今後様々な映像ソフトを取扱っていく可能性は考えられるので、映像ソフトに関する著作権処理の一連の知識を学べたことは、とても意義のあるものであった。

3 まとめ

ビデオソフトの著作権処理についての説明の後は、 事前に受講者からの質問に対して説明する事例研究・質疑応答の時間が設けられた。

職種によって著作権に対する関わり方は本当に 色々なパターンがあり、決して形式的に対応できる ものばかりではない。著作権処理に対して複雑なケースもある。しかしながら複雑だからといって、著 作権者を無視して一般に公開したり、利用したりす るようなことはあってはならないのである。

講習の最後に、森下氏は「今回の講習を通して、 著作権についての『感覚』をもってほしい。何か著 作物を利用するときには『ちょっと待てよ』という 意識をもつようにしてもらいたい」とおっしゃって いた。正直この講習に参加する前は、著作権につい ての知識はほとんど皆無であったが、今回の講習を 受けてから業務の中でも日常生活でも著作権に対し て以前より随分と関心を持つようになった。

図書館業務において、著作権は切っても切れないものであり、他大学図書館に本学所蔵の文献を相互利用で提供する場合や、博士論文や修士論文を利用者に提供する際の取り扱い、今後も購入されるCDやDVD-ROM資料の取り扱いなど様々な場面で深く関わっていく事項である。著作権を無視して資料を提供することは言語道断であるし、どういう場合に著作権者の許諾が必要か否かを見極めて利用者に提供していく能力が図書館員には必要だと思う。

図書館は利用者に対し、資料を提供するのが役目であるから、購入した資料が著作権者の許可が得られないため利用者に対して提供できないといった事態を防ぐためにも、著作権処理を恐れるのではなく、正確な知識を学んで対処できるようにしなければな

らない。

今回のセミナーは、私にとって著作権についての 概要を理解する絶好の機会であった。著作権処理に 基づき来館者のニーズに応えるサービスを提供できるよう、今後も著作権についての学習を続けていきたい。

【参考文献】

- ・文化庁長官官房著作権課『著作権テキスト ~ 初めて学ぶ人のために ~』(2004)
- ・社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 『すぐに始めるソフトウェア管理 Ver.1.01』 (2001)
- ・社団法人日本映像ソフト協会『ビデオコピライト ハンドブック 第8版』(2003)
- ・関谷治代「著作権処理の将来 大学図書館の視点 から-」『南山大学図書館紀要』第8号、p. 33-40 (2003)
- ・作花文雄『著作権法講座 教育・研究・創作者の ための著作権読本 - 』社団法人著作権情報センタ - (CRIC) (2003)

【電子文献】

- ・文化庁「自由利用マーク」〈http://www.bunka.go. jp/jiyuriyo/〉(参照2005. 2. 19)
- ・日本電子出版協会(JEPA)「公共図書館における CD-ROM付書籍・雑誌の図書館館外貸出可否識 別 マ ー ク」〈http://www.jepa.or.jp/jmark/CDlogo. html〉(参照2005. 2. 19)
- ・図書館流通センター『TRC NEWS』vol. 10 (2002) 〈http://www.trc.co.jp/trc-japa/pr/data/pdf/trcnews10. pdf〉 (参照2005. 2. 19)
- ・山本順一「デジタル図書館と著作権2」財団法人 AVCC(高度映像情報センター)
- 〈http://www.avcc.or.jp/library/research01/2402.html〉 (参照2005. 2. 19)
- ・国公私立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権 検討委員会『大学図書館における著作権問題Q& A(第 3 版)』(2004)〈http://www.soc.nii.ac.jp/anul/ j/documents/coop/copyrightQA_v3.pdf〉

(参照2005.2.19)

(わらしな たかのり 閲覧参考課)